

厚生労働省岐阜労働局 発表
平成 24 年 2 月 28 日

担 当	岐 阜 労 働 局 監 督 課
	監 督 課 長 水 島 康 雄
	監 察 監 督 官 大 谷 徹
	電 話 0 5 8 - 2 4 5 - 8 1 0 2 夜 間 0 5 8 - 2 0 6 - 4 1 0 2

介護労働者を使用する事業場の 68%で労働基準法令の違反

- 介護労働者を使用する事業場に対する監督指導結果（平成 23 年） -

介護については、高齢化社会を見据えて需要が増大し、政府の「新成長戦略」においても将来を期待されている分野であり、岐阜県内においても介護保険サービス事業者数が 5,600 社、介護労働者数も 1 万人を超える状況にあるなど、規模が拡大してきている。

しかしながら、事業開始から間もない事業者が多く、労働基準関係法令や労務管理の理解、労務管理体制の整備が十分とはいえない状況にある。

これらのことから、岐阜労働局（局長：矢部憲一）では、介護労働者の労働条件確保・改善対策に重点的に取り組んでいるところであり、今般、平成 23 年の監督指導結果等を次のとおりとりまとめた。

1 監督指導結果について

平成 23 年（平成 23 年 1 月～12 月）に岐阜県内の 7 労働基準監督署において実施した監督指導結果をみると、監督を実施した 66 事業場のうち 45 事業場（違反率 68.2%）において労働基準法等の違反が認められ、是正勧告等の行政指導を行った。平成 23 年に実施したすべての監督指導の違反率が 64.5%であることから、高めの違反率となっている。

法違反の状況としては、割増賃金（24 件、違反率 36.3%）が最も多く、労働時間（15 件、違反率 22.7%）、労働条件の明示（14 件、21.2%）、就業規則の整備（13 件、19.7%）の順で多くなっている。具体的には、時間外労働の過少申告や利用者宅間の移動、日誌の作成及びミーティング時間を労働時間として取り扱っていないなどである。

指 導 事 例

労働者からの自己申告制を採用し、時間外労働の管理をしている訪問介護事業所において、過少申告等の不適切な運用を全社的に行っていた事例。

監督署の指導の結果、労働者 96 名に対する総額 1,548 万円の割増賃金の未払いを是正させたもの。

2 今後の対応について

岐阜労働局では、引き続き、介護労働者を使用する事業場に対する集団指導・監督指導を実施することとするが、特に体制整備が十分に行われていない新規事業者に重点的に指導を行う。